

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷二十四第

行發日一月四年一十和昭

## 論叢

ナイトの利子理論……………文學博士 高田保馬

學校と課税……………法學博士 神戸正雄

貿易構成の變化……………經濟學博士 谷口吉彦

## 時論

税制改革の具體案……………經濟學博士 沙見三郎

我が國特有の社會問題としての融和問題……………法學博士 山本美越乃

## 研究

フランスに於ける通貨構成變動の意義……………經濟學士 松岡孝兒

價格構成に於ける商業の作用……………經濟學士 堀新一

クニースの價值論……………經濟學士 出口勇藏

## 說苑

再保險の損害率について……………經濟學士 佐波宣平

賣上税の一側面……………經濟學士 柏井象雄

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 説苑

### 再保険の損害率について

佐波宣平

#### 一

The reinsurance is worse risk than the original insurance. といふことは、保険事業に關心を有するものにとつて、一般に極めて當然の事柄であると考へられてゐる。このことは、周知のやうに、再保険そのものゝ意義が元受保険者に於て引受けられたる危険の全部または一部を他の保険者への轉嫁するといふことに存し、このために、一般に、再保険が元受保険のうち *bad risk* を他の保険者へ轉嫁する手段として用ひられる傾向にあるからである。ところで、かやうなことが一般に當然すぎる事柄として考へられてゐるためか、これより更に深く進んで、「再保険は元受保険に比

再保険の損害率について

較して如何なる割合に於てより、悪い危険であるか、その損害率は如何」といふ問題については、從來、充分な考察が殆んどなされてゐないのである。このために、私は、再保険のもつ性質を明かならしめるものとして、本稿に於て、最近十三ヶ年間に於ける我が國の保険市場について、再保険の損害率を中心問題として考察したのである。

#### 二

私は、先づ、本稿に於て何をもつて損害率とするかについて豫め説明しなければならぬ。いま、保険者の立場について考へて見て、*S* をもつて保険者の全引受保険契約金額、*C* をもつて罹災被保険者に對する支拂填補額、*R* をもつて損害率を表はすとすれば、次式が成立する。

$$R = \frac{C}{S}$$

この式について見るに、*S* は保険者が引受けたる全保険契約金額であつて、これは引受けたる保険物件のすべてが全損に歸するであらう場合に保険者が支拂ふべ

き填補額、換言すれば、保険者の填補責任の最大限度を意味するものであり、Cは支拂保険金額、即ち、保険者が罹災の被保険者に現實に支拂ひたる金額、換言すれば、現實の填補限度であるから、この兩者の比率は保険者に於ける損害填補の比率即ち損害率を表すものといふことが出来るのである。私は、損害率をこの意味に解して以下の考察をなすのである。

なほ、この損害率算定式は純保険料算定式と一致する。蓋し、填補額に對する保険契約額の割合、即ち、損害率をもつて純保険料率とする限り、保険者は収入保険料をもつて損害に對する填補金を完全に支辨し得るからである。

以上にてこの稿に於ける損害率の意味についての説明を了へることとするが、次には、この調査が最近十三ヶ年間の統計資料に基いてゐることに對する事由を一應左のやうに斷つて置きたい。

一、世界大戦中は我が國の保険市場殊にこの稿の主題とする再保険市場は異常な状態のもとに置かれた。それは特に海上保険に於て甚だしく、その再保険は大戦中は國營にまで移されたのである。従つて、こゝではこの異常の數年はこれを

除外して大戦後の發展について調査したのである。而して、この稿で特に大正九年をもつて戦後第一年としたのは、政府の對戦時海上保険施設を規定したる戦時海上保険補償法並びに戦時海上再保険法が同年四月一日より廢止されたをもつて、この年より保険市場の異常化が解消されたと一應見做し得るからである。

一、この調査は大正九年より昭和八年までの統計材料に依つてゐるが、たゞ、關東大震災の大正十二年は、震災による多數の保險會社の書類焼失のために統計材料が甚だ不充分であるをもつて、これを除外した。即ち、この調査は大正十二年を除く最近十三ヶ年間の統計材料を基礎として行はれたのである。

なほ、この研究は我が國の損害保險のみについて行はれてゐる。即ち、生命保險はこれを除外してゐる。

それは、周知のやうに、我が國に於ては、再保險は損害保險については各保險會社の間に盛んに行はれてゐるが、生命保險については殆んど行はれてゐないと言つてよい程度であるからである。

終りに、この調査はすべて商工省保險局編纂の「保險年鑑」に掲ぐる統計に基いて筆者によつてなされたことを附言する。

三

先づ、損害保険全般について、元受保険、再保険の各損害率を算出すれば次の如くである。

第一表 損害保険全般(千分比)

	元受保険	再保険
大正 9	5.283	8.440
10	4.403	7.984
11	3.648	6.816
13	3.751	6.038
14	3.136	6.071
昭和 1	2.852	5.068
2	3.077	5.329
3	2.765	4.698
4	2.949	4.835
5	2.729	4.513
6	2.769	4.529
7	2.591	4.346
8	2.378	3.414
平均	3.256	5.545
割合	100.00%	170.30%

**備考** この表に於ける数字は、さきに述べたるやうに、支拂保険金額に對する全引受契約額の比率を表はすものであるが、支拂保険金額は當該年度中に於けるその合計額をとり、引受契約額は當該年度末の現在額をとつた。即ち、前者は當該年度中に於て當該保險會社の關係せる保險契約のうちの罹災契約に對する填補額を表はし、後者は當該年度末といふ特別な時點に於ける契約額を示してゐるのである。従つて、嚴密には、或る年度に於けるこれら兩者の比率はその年度の損害率をそのまゝ表はし得ない。併し、このことは、この調査の如く、再保険と元受保険とに於ける損害率の比較研究を目的とするものにあつては、かやうな事情が相互に存するをも

再保険の損害率について

つて、少しも不都合は生じない。

いふまでもなく、元受保険に於ては、支拂保險金額についても引受契約額についても再保險關係は控除せられたるものを示してゐる。

なほ、商工省保險年鑑に於ける統計表のすべては元受保險者の立場から作成せられてゐる。従つて、こゝでは支拂保險金額といふけれどもそれは再保險に關しては——即ち再保險金額は——損益計算書の收入の部に記載せられてゐる。

統計に關するこれらの「備考事項」は以下すべての統計について同様である。

第一表によれば、損害保険全般に於て、再保險の損害率は元受保險のそれよりも著しく、大である。このことは各年度とも例外なくいはれ得る。而して、十三年平均について見れば、再保險の損害率は元受保險のそのの一七〇・三〇パーセントを示す。

吾々は、これにより、損害保険全般に於て、再保險の損害率が元受保險のそれより如何に著しく大であるか、換言すれば、再保險が元受保險に比して如何により悪い危険であるかについて知り得たのであるが、更に、損害保険に於ける二つの主要部門たる火災保險海

上保険について損害率を調査したるところ次の如くである。

第二表 火災保険(千分比)

	元受保険	再保険
大正 9	1.698	2.036
10	2.031	3.555
11	2.066	2.937
13	2.008	3.004
14	2.244	2.931
昭和 1	2.063	3.148
2	2.156	2.926
3	1.811	2.616
4	1.994	2.891
5	1.784	2.489
6	1.941	2.830
7	1.823	2.715
8	1.643	2.082
平均	1.943	2.705
割合	100.00%	139.22%

第三表 海上保険(千分比)

	元受保険	再保険
大正 9	40.922	34.837
10	36.372	32.577
11	26.027	30.259
13	32.629	35.838
14	21.379	37.174
昭和 1	16.917	24.504
2	17.609	28.593
3	15.485	22.885
4	15.239	22.335
5	15.317	23.596
6	13.230	17.985
7	11.193	18.441
8	10.913	15.309
平均	21.018	26.487
割合	100.00%	126.02%

第二表によれば、火災保険に於ける損害率は、元受保険再保険いづれに於ても、損害保険全般のそれに比較すれば概して低率であるが、やはり、再保険の損害

率は各年例外なく元受保険のそれを凌駕し、十三ヶ年平均に於て前者は後者の一三九・二一パーセントを示してゐる。また、第三表によれば、海上保険の損害率は、先づ元受保険再保険ともに損害保険全般並びに火災保険のそれよりも甚だしく高位にあるといふ特異性をもつ。これは、海上危険そのものが高い損害率をもつといふことに依存するほかに、海上保険のうちの積荷保険等が火災保険に比較して概して著しく短い保険期間をもつといふことにも基因する。何故かなれば、この表に示す損害率は年度中の支拂保険金と年末といふ一定時點に於ける保険契約額との比率である。ところで保険期間が短いほど一年度中の現實の契約額は多くなり、従つて保険金の支拂の機會は多くなるに反して、年度末に於ける保険契約額はこれに影響されるところがないからである。併し、これも、この研究の如く、同一保険部門に於ける元受保険再保険についての比較をなす場合には少しも問題とはならない。それはともかく、海上保険に於ける再保険の損害率は、依然

として、最初の二年を除けば各年とも元受保険のそれよりも甚だしく大であり、十三ヶ年平均に於て前者は後者の一二六・〇二パーセントを示してゐる。

#### 四

吾々は、以上の調査によつて、我が國に於て再保険の損害率が元受保険のそれよりも殆んど常に如何に大であるかについて知ることを得た。これは、この稿の最初に述べたる如く、一般に再保険がその本來の性質上元受保険中のバッド・リスクの轉嫁手段に用ひられる傾向にあることに主として基因するものといふべきである。なほ、こゝで、單に、比較的悪い危険が再保険に附せられ易い傾向にあるといつたけれども、それは、詳しくいへば、保険事故發生率の大なる危険または、損害程度の確率の大なる危険（比較的全損に近い損害を受けやすい危険）もしくは、これら兩者のとも大なる危険が、再保険に集まり易いといふことである。

しかるに、近來、吾々は、他方に於て、「再保険の

再保険の損害率について

經濟的目的は單なる危険の轉嫁 (Abwälzung des Risikos) には存せずして危険の分擔または平均 (Verteilung oder Ausgleichung des Risikos) に存する<sup>1)</sup>との主張を屢々きくのである。即ち、保険制度の未だ充分發達せざる時代には自己の引受けたるバッド・リスクの殆んどすべてを特に他に轉嫁する手段として再保険を利用したものであるが、經濟生産力の發展するにつれて一保險物件の契約額が著しく大となるに至り、保險者は、その保險事業のためには、かくの如き再保険による單なる危険の種類の平均化よりは寧ろ再保険によつて保險契約額の大きさを平均する必要に逼られた。そこで、保險者は一定種類の危険には一件につき自社最高保有限度 (Maxima der Selbstbehalten) を定め置き、これを超過すれば、その他の條件は多くの場合殆んど無關係に、自働的に、その超過額 (Exzedenten; Spize) を再保険し、保險契約額を平均することゝなつた。——この故に、近來、「再保険の任務とするところは Spizengeschäft である」といはれる——而して、

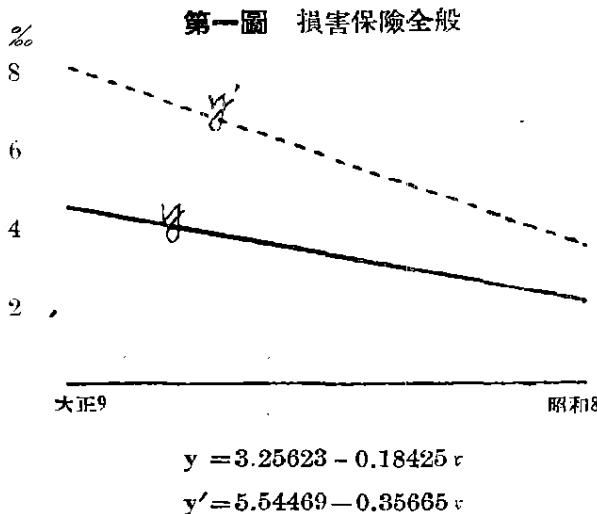
1) 例へば、Cruciger, G., Was muss jeder Versicherungsbeamte insbesondere auch der Werbebeamte im Aussendienst von der Rückversicherung wissen? 1929. S. 7. 8.; Herrmannsdorfer, F., Technik und Bedeutung der Rückversicherung, 1927. S. 2. 3.; Riccardo Mainardi, Die Rückversicherung, 1925. S. 17. 18.

これは、特に近時の保険企業間に於ける各種カルテル・プール・コンツェルン等の成立によつて一層助長促進せられつゝある。かくして、再保険は以前の如き意味の危険轉嫁手段ではなくして、元受保険と危険を分擔する手段であるといふ傾向が強くなつて來た。尤もすべての元受保険契約がその一部を再保険としてもつてゐるわけではなく、即ち、グツド・リスクまたは利益の多い契約はそのまま、自社に全部保留せられ再保険に附せられない場合も多いために、これをもつて、直ちに再保険の危険程度と元受保険のそれとを同一視することは出來ない。併し、こゝに述べたるやうな傾向の存する限り、再保険は、いまや、最初の唯一の使命たるバツド・リスクの轉嫁手段たることより漸次に脱却して、損害率については元受保険のそれに接近しつゝあるものでなければならぬ。

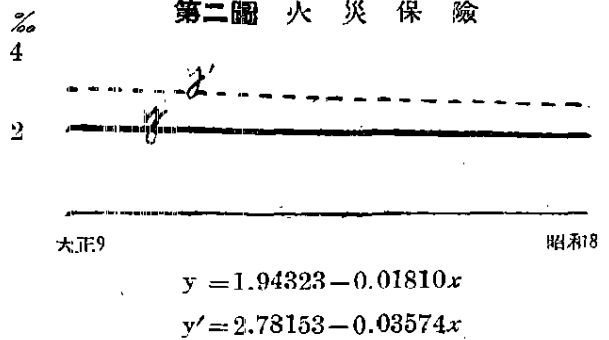
私もかやうな傾向が近時次第に強くなりつゝあり今後亦發展するであらうと思ふものである。而して、我が國の保険市場についても、この傾向は或る程度ま

で現はれて來てゐるが、未だ顯著といふまでには至つてゐない。これについて、私は最近十三年間の元受保険、再保険の損害率の動きを調べて、若干の説明を施すこととする。

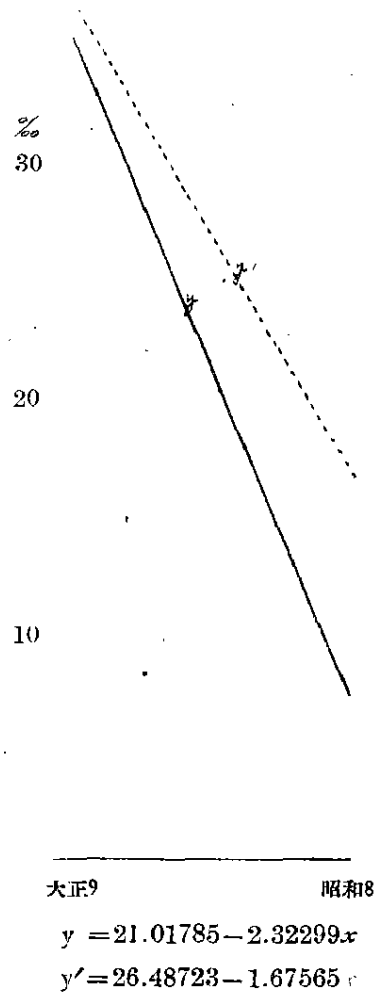
いま、さきに掲げたる第一、第二、第三表の損害率に従つて最近十三年間に於ける各損害率の動きを直線をもつて表はし得るものとして、トレンドを示せば次の如くとなる。



第二圖 火災保險



第三圖 海上保險



各圖に於て、 $y$ は元受保險の損害率、 $y'$ は再保險の損害率を示す。而して、昭和二年をもつて $x=0$ の年とする。

第一圖によれば、損害保險全般に於ては、 $y$ 、 $y'$ はともに著しく下降し而も兩者の距離は次第に狭ばまりつゝある。こゝに於て、さきに述べたる近時の一般的傾向——即ち、損害率の大きさについては元受保險・再保險の區別は漸次失はれやうとしてゐるとの傾向——がそのまゝ現はれてゐるといへる。併し、この傾向は

第二圖の火災保險に於ては極めて僅少にしか見出されない。こゝでは $y$ 、 $y'$ は殆んど平行して動いてゐる。そして、第三圖の海上保險では寧ろこれとは逆な傾向さへ現はれてゐる。

こゝで、 $y$ と $y'$ が、火災保險・海上保險に於ては、それぞれ殆んど平行または背離してゐるのに、損害保險全般に於て可成りの狭ばまりを見せてゐるのは、火災保險・海上保險以外の保險部門例へば、運送保險・傷害保險・自動車保險・信用保險・盜難保險等に於ける損害率の動きが、損害保險全般の損害率の動きに参加してゐるためなのであらう。



それはともかく、吾々は、これによつて見るも、最近の我が保険市場に於ては、近來の傾向といはるゝ元受保険の損害率と再保険のそれとの間に存する距離の縮少は未だ必ずしも顯著に、これを認めることは出来な<sup>い</sup>といはなければならぬ。勿論、かやうな趨勢を見やうとする場合に、十三ヶ年をとることは短かすぎる<sup>といふ</sup>不都合もないわけではないが。

なほ、研究の本筋に直接關係あることではないが、このグラフに於て見る如く一般に損害率が年々低下してゐるのは、先づ第一に、被保険利益例へば建物・船舶等が年を逐ふて耐火・堅牢・良質となりつゝあり、更に、これととも防火裝置・海難防止設備等が漸次完成に向ひつゝあることに基因するのであるけれども、また、他方に於て、各損害保險會社がさきに極めて激烈なる競争をなしたゞ自社の保險契約高を増大せんとするの餘りにとかくパッド・リスクを多く背負ひ込んでゐたのが、十年餘りまへより、産業界一般の傾向たるカルテルの運動に乗つて、保險料率の協定をはじめ保險關係の各種の協定を行ひ無謀な競争を避けつゝあることに大に依存するといふことも看過してはならない。

## 五

以上、私は、最近十三年間の我が損害保險市場に於

ける損害率を研究したるところによつて、先づ、再保險が元受保險よりも如何なる程度に於てより、悪い危険であるかを知り、次に、このより、悪さの程度が最近の時の経過につれて如何に變化しつゝあるかを調べたのである。そして、その結論として、「再保險の損害率は元受保險のそれよりも可成り甚だしく大であり、これら兩者の差は未だ必ずしも目立つて縮められつゝあるものではない。」と主張するのである。

附記 本稿に於ては、主として「再保險が元受保險に比べて損害率が如何に高いか」について考察された。併し、いふまでもなく、損害率が高いといふだけでは、再保險が元受保險よりも保險者にとつてより収益率が低いといふことを意味しない。即ち、損害率が高ければ高いだけ保險料率を引上げさへすれば、保險者としては、收支の上に少しも影響を受けないからである。従つて、再保險が、危険の平均方法といふ意味のほかに、保險企業に於てもつ意義如何を知るがためには、なほ、再保險料率について考察しなければならぬ。これに關しては、私は、本稿についで、今後、私見を發表しやうと考へてゐる。